

作成日 2020/01/8
改訂日 2024/05/22

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	バルサンワンブッシュ霧タイプ
製品コード	VSHKB VSHKB2 VSHKD VSHKD2
供給者の会社名称	レック株式会社
住所	東京都中央区京橋2-1-3 京橋トラストタワー8F
担当部門	品質保証部
電話番号	03-3527-3084
推奨用途	カメムシ、ムカデ、ゲジ、アリ等の不快害虫に対するくん煙剤殺虫剤

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類
物理化学的危険性

爆発物	区分に該当しない(分類対象外)
可燃性ガス	区分に該当しない(分類対象外)
エアゾール	区分1
酸化性ガス	区分に該当しない(分類対象外)
高圧ガス	区分に該当しない(分類対象外)
引火性液体	区分に該当しない(分類対象外)
可燃性固体	区分に該当しない(分類対象外)
自己反応性化学品	区分に該当しない(分類対象外)
自然発火性液体	区分に該当しない(分類対象外)
自然発火性固体	区分に該当しない(分類対象外)
自己発熱性化学品	区分に該当しない(分類対象外)
水反応可燃性化学品	区分に該当しない(分類対象外)
酸化性液体	区分に該当しない(分類対象外)
酸化性固体	区分に該当しない(分類対象外)
有機過酸化物	区分に該当しない(分類対象外)
金属腐食性化学品	区分に該当しない(分類対象外)
鈍性化爆発物	区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入: 気体)	区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性(吸入: 蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分1B
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
生殖毒性・授乳影響	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(神経系) 区分3(麻酔作用)

健康有害性

環境有害性

誤えん有害性	分類できない
水生環境有害性 短期(急性)	区分1
水生環境有害性 長期(慢性)	区分1
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H371 神経系の障害のおそれ
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き 安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

応急措置

環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)
眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
漏出物を回収すること。(P391)

保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405) 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
メキサジアゾン	非開示	C10H10N2O4	なし	8-(7)-893	60589-06-2
ペルメリン	非開示	C21H20Cl2O3	(3)-4010	不明	52645-53-1
炭酸プロピレン	非開示	C4H6O3	(5)-524	既存	108-32-7
エタノール	10～20%	CH3CH2OH	(2)-202	既存	64-17-5
ジメチルエーテル	非開示	CH3OCH3	(2)-360	既存	115-10-6

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- 環境に対する注意事項
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 二次災害の防止策
- 作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物は回収すること。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
情報なし

7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い
- 技術的対策
- 安全取扱注意事項
- 接触回避
- 安全な保管条件
- 保管
- 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護眼鏡、保護面を着用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
日光から遮断すること。
施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メキサジアゾン	トルエン:ACL 20ppm(安衛法)	第3種粉じん - 総粉じん:規制濃度 8 mg/m3 第3種粉じん - 吸入性 粉じん:規制濃度 2 mg/m3 トルエン:OEL-M 50 ppm、188 mg/m3	トルエン:TWA 20ppm
ペルメリン	未設定	未設定	未設定
炭酸プロピレン	未設定	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定	設定あり
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m3)(皮)	設定あり
ジメチルベンゼン(構造不定)	50ppm	50ppm(217mg/m3)	設定あり

トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	設定あり
------	-------	--------------------	------

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
メトキサジアゾン	未設定	未設定
ペルメリン	未設定	未設定
炭酸プロピレン	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定
ジメチルエーテル	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定
ジメチルベンゼン(構造不定)	未設定	未設定
トルエン	未設定	未設定

許容濃度 (ACGIH) 参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策	蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。	
	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。	
保護具	呼吸用保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保護	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。 必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	エアゾール
形状	データなし
色	原液は微黄色~微黄褐色
臭い	特有の臭いがある
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限	データなし
界／可燃限界 上限	データなし
引火点	17℃
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
-----	------

化学的安定性
危険有害反応可能性
避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

情報なし
情報なし
情報なし
情報なし
情報なし

11. 有害性情報 急性毒性

経口

(製品のデータ)
マウス経口:LD50値(mg/kg) ♂2204 ♀2122
ラット経口:概略致死量(mg/kg) ♂2856 ♀1690

経皮

(製品のデータ)
マウス経皮:概略致死量(mg/kg) ♂♀ともに5000以上
ラット経皮:概略致死量(mg/kg) ♂♀ともに5000以上

吸入

(気体)
GHS定義による気体ではない。
(蒸気)
分類できない
(粉じん・ミスト)
(製品のデータ)
ラット吸入:概略致死量(g/m3) ♂♀ともに9.81以上
(2時間一定濃度による全身暴露)

皮膚腐食性／皮膚刺激性

(製品のデータ)
ウサギ皮膚一次刺激:Draize(1959)による評価基準で
弱い刺激物に分類。

眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性

(製品のデータ)ウサギ眼一次刺激:AFNOR(1982)に
よる評価基準で軽度刺激物に分類。
データ不足のため分類できない。
(製品のデータ)モルモット皮膚感作(アレルギー試
験):中程度の皮膚感作性を有する。

生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性

データ不足のため分類できない
データ不足のため分類できない
(生殖毒性)
データ不足のため分類できない
(生殖毒性・授乳影響)
データ不足のため分類できない
区分2(神経系)、区分3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)
誤えん有害性

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期 (急性) 水生環境有害性 長期 (慢性) 生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壌中の移動性 オゾン層への有害性

データなし(組成及び成分情報から区分1と推定)

データなし(組成及び成分情報から区分1と推定)

データなし
データなし
データなし
データなし
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	火気のない戸外でボタンを押してガスが抜けていることを確認して捨てること。大量に廃棄する場合には、可燃性ガスと可燃性液体を含むことから、許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 高圧ガスを廃棄する場合は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の規定に従うこと。 内容物を排出した後、地方自治体の基準に従うか、残余廃棄物と同様に産業廃棄物として処分する。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール 2.1
Packing Group	－
Marine Pollutant	applicable
Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	applicable
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール 2.1
Packing Group	－
陸上規制	消防法の規定に従う。 高圧ガス保安法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
容器等級	－
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
等級	－
緊急時応急措置指針番号	126

15. 適用法令
労働安全衛生法

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エタノール(政令番号:61)(10%-20%)

労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

エタノール(政令番号:61)(10%-20%)

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

ジメチルエーテル(政令番号:1011)(70%-80%)

炭酸プロピレン(政令番号:1191)(10%-20%)

3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)(政令番号:1695)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当
第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)(管理番号:350)

化審法
消防法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
特定悪臭物質(施行令第1条)
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

油性混合物(施行規則第2条の2)

危険物(施行令別表第1の4)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法	高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
高圧ガス保安法	可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則第2条1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
化学兵器禁止法	有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
16. その他の情報	
連絡先	情報なし
参考文献	事業者向けGHS分類ガイダンス Ver2.0、経済産業省、令和2年3月 JIS Z 7253:2019
その他	記載内容は、現時点で入手できる資料、情報にもとづき、当該製品の安全な取り扱い、使用、処理、保管、輸送、廃棄、漏洩時の処理等のために作成されたものですが、記載されている情報はいかなる保証をするものではなく、品質を特定するものでもありません。また、このSDSのデータはここで指定された物品についてのみのものであり、指定されていない使用方法や材料と組み合わせた使用に関しては有効ではありません。